

自転車を利用する方へ



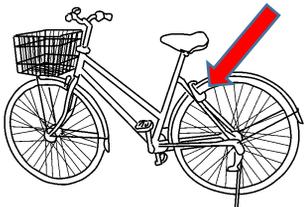
**自転車は車両です。
交通ルールを守りましょう！**



自転車を利用される方は、**ヘルメット**を着用し、歩道を通行する際の**歩行者優先**、車道を通行する場合の**左側通行**など、車両として守るべき交通ルール・マナーを守り、**自らが交通事故に遭わない、歩行者を事故に巻き込まない、安全運転をお願いします。**

《自転車安全利用五則》

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車には鍵をかけましょう！



自転車盗難の多くは、**駅の駐輪場で発生**しています。
そのほとんどが、**鍵をかけていない無施錠自転車**です。
後輪の**馬蹄錠**や**ワイヤー錠**で**鍵をかけて**、あなたの愛車を守りましょう！
急いでいた等と、ひと手間を忘れることで、**運命の分かれ道**になるかもしれません・・・

管内の事故の発生状況 (令和7年1月1日～3月31日)

- 物件事故 (怪我が無い事故) 128件
- 人身事故 (怪我がある事故) 29件



筑後警察署ホームページ

